

横浜地方裁判所委員会（第12回）議事概要

1 日時

平成20年5月27日（火）午後3時～午後5時30分

2 場所

横浜地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員） 安倍嘉人，飯田久也，恵崎和則，木口信之，後藤ヨシ子，佐藤克洋，竹内正顯，土肥章大，中井國緒，野口宏幸，林義亮，山岸紀美江，山口正志，山本勇夫（五十音順，敬称略）

（事務担当者）横浜地方裁判所事務局長，同民事首席書記官，同刑事首席書記官，同総務課長，同総務課課長補佐，同総務課庶務第一係長

4 議事

(1) 開会あいさつ

(2) 新任委員（土肥章大）及び再任委員（恵崎和則）紹介

(3) オブザーバーの参加について

日本司法支援センター（法テラス）神奈川地方事務所須須木永一所長及び神奈川簡易裁判所八木道雄裁判官がオブザーバーとして参加することの承認を得た。

(4) 国民に身近で利用しやすい裁判手続について説明

ア 松原民事首席書記官から支部・簡易裁判所の機能と組織について説明

（ア）はじめに

（イ）裁判所・裁判官の独立

（ウ）裁判所の審級制度

（エ）第一審裁判所

（オ）簡易裁判所独自の手続

イ 岸野事務局長から支部・簡易裁判所の人的・物的な実情等について説明

(ア) 裁判所全体の人的充実に向けての努力

(イ) 横浜地裁管内における人員配置の実情等

(ウ) 横浜地裁管内における施設等の実情等

ウ 八木裁判官から簡易裁判所の実情について説明

(ア) 簡裁の役割

(イ) 簡裁の民事事件の特色

(ウ) 事件処理の実情(訴訟事件, 少額訴訟, 調停手続など)

(エ) 今後の課題

エ 須須木法テラス所長から法テラスと裁判所との関係について説明

(ア) 日本司法支援センター(法テラス)設立の経緯と業務説明

(イ) 情報提供業務関連について

(ウ) 裁判員制度関連について

(エ) 今後の連携について

(5) テーマについて(発言 委員長 委員 オブザーバー 事務担当者)

これから, 先ほど御説明したことを受けて, あるいはそれ以外の問題意識から御意見等をいただき, 意見交換をさせていただきたい。一つは, 法テラスに関係する事柄と, それから, 最も身近な裁判所と言われている簡易裁判所の実情等についての御意見をまずお伺いし, さらに支部等の事柄について御意見を伺うこととしたい。

まず, 法テラスでは最近目覚ましい活動がされ, 相当利用件数も伸びているという実情を伺ったが, この関係で御質問, あるいは, こういった役割機能が期待されるといった点についての御意見等があれば, 伺いたい。

たしか昨年の秋ごろに, 業務を始めて1年ということで, 我々を相手に, 1年間の実績として, これだけの相談件数があったというお話しをしてい

ただいた記憶があるが、それ以降の扶助件数とか情報提供件数を、教えていただきたい。

平成19年4月からの数字なので、必ずしも比較になるかどうか分からないが、神奈川の民事の扶助件数が、平成19年度1年間で、約6800件程度。情報提供は、当初が、およそ月に400件ぐらい。今現在では、大体800件ぐらいの情報提供をさせていただいている。その中で、割合としては、本庁、本部にかかってくる件数が、およそ5割から6割。川崎が大体3割ぐらい、2割ぐらいが小田原、そういう割合の件数になっている。ちなみに、情報提供を求めてくる中で一番多いのは、やはり多重債務の関係で、その場合には、特定調停などの、裁判所の制度を御紹介する。それと同時に、電話で資力を伺い、無料の法律相談を行い、さらに実際に弁護士の援助を受けたいということであれば、それを審査のほうに回すという形を取っている。業務内容としてはかなり伸びていると我々は認識している。

昨年のお話では、いろいろな対応を考えているということだったが、具体的にどんな手を打ったのか。

一番大きなものとしては、まず自治体に宣伝をするということを中心に心がけた。自治体にはいろいろな窓口があり、いろいろな方が相談に来る。必ずしも法律相談の窓口ではなく、例えば福祉の問題とか、そういう日常生活の問題で相談に来る方がいる。その窓口の職員が、これは法律問題かもしれないということに気がついていただければ、それを法テラスに回していただく。そうなることを考えたため、自治体のいろいろな窓口で宣伝をした。自治体の窓口の職員の方々に集まっていただいて、法テラスということをしているというお話をさせていただくこともやってきた。

そのほか、どの程度効果があるか分からないが、ティッシュを配るとか、グッズを配るということをやらせていただいた。また、無料の扶助関係の

法律相談を少しやらせていただき、神奈川県の中にも過疎というのがありますから、そのあたりで少し宣伝をさせていただいた。

地方によっては、電車の広告をやっているところがある。栃木と群馬と埼玉が協力して、電車の中吊り広告をやると、あの辺りの電車は、県をまたがって走っているため、費用が3等分できる。ところが、神奈川の場合には、地理的にそれができないので、残念に思っている。

そんなところで、逆に何かいいアイデアがあれば、お教えいただきたい。

今の民事扶助6800件という数字は、扶助代理人がついた件数ということか。

法律相談件数である。要するに、扶助ではなく無料法律相談をやった件数で、そのうち代理援助になったのは、およそ半分弱の3000件くらいとなっている。予想外に扶助が増えたため、予算が足りなくなり、3月あたりには受付を少し控えざるを得なかったという実情もあった。

県内の民事訴訟を考えてみると、先ほど出た簡裁の新受事件は、大体1万5000件である。地裁の民事訴訟事件は約5000件。調停が県内全体で約9000件。ざっと見ると3万件が新規に訴えなり申立てがされる事件というふうに見ているが、それを3万件掛ける当事者2人とした場合、6万人。そのうちの3000人が利用されているということになる。

法テラスを利用する方に偏在化がないかどうか。私は医者であるため、医師の偏在化が非常に気になるところで、法曹界も、決して人的なパワーというのは十分ではないと思っている。こういうものは非常に便利なシステムだけれども、地域の偏在化、システムのメリットを被る方と恩恵を被らない方ができる。今後の問題として、その辺をどのようにお考えになっているのか、あるいはそういう問題が現実にあるのかどうかお聞かせ願いたい。

実際に、事務所、相談場所についての偏在化は、まだまだあると思う。

実際に相模原にもなく、横須賀にもない。それらの地区、さらに言えば津久井など、そういうところにまで広げなければならないのではないかという気がする。お金の問題から難しいところはあるが、やはり、広げなければならないと考えている。

法律相談については、法テラスだけではなく、自治体の法律相談などもあるが、そことうまく連携することによって、法テラスでの相談につないでいただいているので、今はそういう形で補完をしているとお考えいただ

昔、法律扶助と言っていたが、私の記憶では、今から約20年前の平成元年ころ、神奈川県で代理援助した件数が、2,30件しかなかった。今や、代理援助が年間3000件ということで、法律扶助を扱う体制がかなり整ってきているとは思いますが、日本の司法予算が、諸外国と比べて圧倒的に少ないのではないかということ、僕らは20年来ずっと言い続けてきており、それに関して所長のお話をお聞きしたい。

予算の関係については、国の補助が、法律扶助協会の時代の最後の年である平成17年度には45億円くらいであった。それが法テラスになり、およそ倍の100億円くらいになったと認識している。ただ、司法全体の予算が、幾らかよく分からないが、確かに私の記憶でも、法律の扶助を含めた司法予算は、かなり低いのではないかという話は聞いたことがある。

今のことに関連して、法テラスでは各種の寄附を受け付けているということだが、日本は寄附に馴染みがなく、今までも、いろいろなNPOなどへの寄附行為はなかなか醸成されにくかったが、実際にどのくらい寄附があったのか教えていただきたい。

少し古い資料になるが、まだ財団法人扶助協会の時代の、平成15年度には、全体の収入が100億くらいだった。これは、立替払いをした償却金も45%くらい入っているもので、それを含めたものだが、その中で、その当時、国庫の補助金が約35億円。その中で、寄附金という項目があり、

これが10億円。ちなみに、日弁連とか弁護士会が、9億円ぐらい寄附をしており、全体の9%ぐらいは、弁護士会関係が寄附をしていたということになっている。

もう一つ、この顔写真が出ている方たちを見ると、比較的、若い方が多いが、法テラスの弁護士の方たちの年齢構成は、やはり若い方が中心なのか。

その前に一つ申し上げると、このパンフレットに出ているスタッフ弁護士というのは、法テラスに勤務している弁護士で、先ほどお話をした弁護士は、一般の弁護士が法テラスと契約をしている者である。この契約をしている弁護士については、年齢は上から下まで、かなりばらばらとなっている。スタッフ弁護士の場合には、研修所を出て養成の期間1年を経過してからやられる方がかなり多いため、若い方が多い。

まだまだ法テラスに関しても、御関心、御意見等おありかとも思うが、簡裁の問題についても御意見を伺いたい。

地裁では訴訟手続一本で判断されるという基本的枠組みであるのに対比して、簡裁では非常に多様で簡易な手続が設けられていることを御紹介したが、これに関して、御質問あるいは御意見等いただきたい。

簡裁でも受付相談をやっておられ、また、今の法テラスも法律相談をやっておられて、その相談の段階は、決着をつけるのではないという趣旨は分かるが、相談をした段階で、いろいろ、事が整理され、もうその先は行かなくても分かったとか、もうこれでいいというふうになるケースは、あまりないのか。我々からすれば、裁判まで行かずに、その手前で決着がついたほうが、すごく幸せな気分がするものだと思うが。

基本的に、裁判所の窓口へおいでいただく方は、相手があり、自分だけでは解決ができないということで御相談いただくので、お話を伺うことで納得されて、そのままもう事が済むということは、ほとんどないのではな

いかと思われる。裁判所へいらっしゃる方は、困っている状況があり、その状況をどうすれば解消できるかということで来られ、しかも、簡裁の場合には、選択できる方法が幾つかあるので、そういう中から御自分で選んでいただくという手続になる。中には、御相談いただいて、調停にしる訴訟にしる、なかなか難しいということをお願いして、それであきらめる方もゼロではないと思われるが、そういう方は、割合としては非常に少ないのではないかとと思われる。

今の回答は、裁判所の窓口に来る人は、通常、だれかに対して権利を行使したいという思いを持ってくる人がほとんどで、いろいろな相談を経ており、最後に行き着いたところが裁判所であるというケースが多く、そこでいろいろ手続を聞いているうちに、すっと気持ちが収まって、もういいという人は、少ないのではないかとということと私は理解したが。

裁判所の受付での相談というのは、どのような手続があるかということの相談であり、法律相談は弁護士でないとできない形になっている。例えば多重債務者が相談に見えた場合、特定調停や、これは地裁の手続だが、破産手続や個人再生といったいろいろな手続が裁判所にはあるので、それぞれの手続を説明して、その中から、相談に見えた方の債務の状況とか収入の状況等から、御本人に選んでもらう。いろいろなメニューを提示して、そのメリット、デメリットを御説明して、自分で選んでもらうという形になる。その後のことについて、これからどうなさる予定かというところまでは一つ一つ聞いていないし、追跡調査もしていないので、その先の状況というのは、承知していない。

簡裁で迅速に処理をするということだが、その迅速にというのは、時間でいったらどういうことか。現実にビジネスの世界とずれがあるので、迅速にという言葉の中で、時間をどのようにとらえているのか。私の身内で、5月に弁護士を依頼し、書類を弁護士経由で送り、簡裁に申立てをした。

5月9日に訴状を出して、現実に簡裁に呼び出しがあったのが6月26日だそうで、そうすると、そこに1か月半ぐらいかかっている。そんなに時間がかかるのかと弁護士に聞くと、大体、簡裁の時間は、早いか遅いかはともかくとして、1か月から1か月半でそういうことになる。その間、何をやっているのかと弁護士に聞いたところ、やはりいろいろな手続をやっているから時間がかかるのと、処理の件数を多く抱えているからではないかという答えだったが、ここに書かれている迅速な処理というのを、どのくらいを目処としているのか、ビジネスの世界と少しずれがあるかなと思ったので、お教えいただきたい。

なかなか難しい御質問ですが、時間の感覚を、どんな立場でどんなふうにお考えになるのかということが一つあると思われる。通常の訴訟においては、訴え提起があってから第1回期日は1か月以内をめどにしている。訴訟であれば、基本的には、ある程度原告と調整をし、期日を入れている。調停も1か月以内くらいに初回の期日が入っていると思われる。この期日は、相手のあることなので、相手方にとって一定の準備をする時間がないと、なかなか先に進んで円滑に動いていくということが難しい。基本的には、簡裁あるいは地裁でも、おおよそ1か月程度が目安になっている。

実際に事件そのものが、どのくらいの審理期間で終わっているのかという点は、先ほど少し御説明したが、簡裁の事件であれば平均的には2か月程度。回数的には2回くらいでほとんどの事件が終わっている。

それと、先日、神奈川簡裁を見学したが、事件の呼び出しを受けて行く者の立場になれば、部屋の入り口に貼ってある法廷の件名や、裁判官の名前を大きく表示していただきたい。裁判所に伺うというのは、一般人にとっては非常に緊張している状態なので、字を大きくしていただくということが、大事なことではないかなと思ったが、いかがか。

私も同じように思っており、川崎の裁判所を見せていただいたとき、調

停の部屋の外側に A 4 の用紙で、今何をやっているということが、大体 1 つの文字が 1 センチ以内ぐらいの大きさを書かれていて、それが貼ってあるということは分かるけれども、かなりそばに寄らないと読めないような字だった。ほかの人が見ると都合が悪いということもあるかもしれないが、本人にとっては、もう少し読みやすいほうがよいと感じた。

先立って、施設見学に随行させていただいた者として、今日の両委員の御発言も含めて、皆様に御説明させていただくと、一つは、裁判所では、エレベーターで上がってきたときに、何階にどういう部屋がありますという表示、我々はサインと言っているが、これをいろいろなところにつけている。川崎の裁判所のサインはもともと分かりにくいところがあり、特にその分かりにくい中で、字が小さく、サインが見えにくいという御指摘を受けた。やはり遠くから見て、ぱっと分かるということが必要だと感じたが、ただ、案内板を作るには結構お金がかかり、すぐ全部取り替えるというわけにはいかないの、新しい改築や改修等をしていくときには、そのような御意見があったということで、経理課に検討するようにという話している。

もう一つは、法廷や調停室の前に、この法廷ではどういう事件をやっているという紙を貼っており、これは、公開の法廷なので、何をやっているかは必ず貼らなければいけないことになっているが、その文字が小さいという御指摘を受けた。コンピューターで事件を管理しており、事務の効率化の一環としてそこから打ち出したものをダイレクトにそこに貼っている。そうすると、どうしても字の大きさが小さいということになる。そのような御意見があったということで、拡大コピー等検討していきたいと思っている。

いろいろな場面で利用しやすくするための努力は分かったが、国民にとっては、裁判所は行かずに済んだ方がいい場所で、日常ではなく非日常で

ある。今回のテーマである国民に身近という部分には違和感を感じる。国民に欠かせないというような言い方がよいのではないか。

お話しいただいた部分は、そのとおりかなというふうに聞かせていただいたが、ここで身近というのは、従前、費用がかかるとか、時間がかかるとか言われているが、必ずしもそうではなく、敷居が高くないということである。本当に困ったことがあったら、その足で裁判所に来ていただいて、こんなことが問題になっていると、解決方法について御相談いただける場所であるという意味で、身近というふうに感じていただければありがたい。

そういう意味では、身近に利用できるという意味に用いた趣旨ではあるが、誤解を招きやすいとの御指摘は承り、今後こういう言葉をどう使うかは、また考えさせていただきたい。

例えば税金の申告などは、自分で行う人もたくさん増えてきて、電子申告というのが、やっとこのごろできるようになってきたが、それと同じように、申請を電子手続で行えるようになる日は来るのか。

現在、インターネットでの申立ては、訴訟ではまだ行われていないが、支払督促手続のほうでは、もう既に始まっている。現在は東京高裁管内の簡裁と大阪地裁管内の簡裁に管轄のある事件については、インターネットで申立てができ、東京簡易裁判所で一括処理するという方法を取っている。この処理を今、徐々に進めているところであり、将来的には全国に広げていこうというところである。

いよいよ来年の5月21日から裁判員制度がスタートすると決まった。この点に関して、2点だけお伺いしたい。一つは、制度のPRに関して、地裁ではどういう計画が予定されているのかということ。もう一つは、新聞協会とか、我々民放連のほうで、最高裁に取材上のいろいろな要望をお出ししているが、その件が横浜地裁に、どの程度伝わっているのか、その2点に関してお聞きしたい。

模擬裁判については、先ほど少し申し上げたように、弁護士会、検察庁の御協力を得て、内部的に検討を重ねていきたいと思っている。近々、6月には模擬裁判を実施する予定になっており、そういう模擬裁判を通じて周知を図っていきたい。つい最近は、模擬評議を実施して、皆さんに御理解いただくような機会を作った。

最高裁へ申入れをされた事柄については、私どもは承知はしていない。

簡易裁判所で、事件数そのものは減っているという統計が出ていると思うが、とにかく簡裁の裁判官というのはたいへん忙しいのではないかというイメージを2、30年来ずっと持っている。例えば、単純なお金を貸した、返さなかったという事件で、2、3回で終わる事件ならいいが、隣人の事件だとか、細々した事実関係の事件とか、いろいろ複雑な案件も来る。実際そういう事件も、1人の裁判官が処理されるケースが多い。判決を書く負担感というのは、相当大変な状況にあるのではないかと推察している。実情によって民事も刑事も両方やらなければならない裁判官もいるし、事件も複雑なものがあるなかで、実際に1人でやられて、相当ストレスがたまる仕事ではないかと推察している。その辺のところを、差し支えない範囲でお聞きしたい。

負担感という点については、私は簡裁判事に任官して2年目なので、経過を追ってどの程度変わってきたのかを語る資格はないだろうと思うが、任官してからの状況と、先輩の裁判官がおりますので、そういう方々に伺った範囲で少し感想的なことをお話しさせていただく。事件の件数もそうだが、内容的な部分では、御指摘いただいたように、やはり変化があると思う。例えば、個々の申立てをされる方が、それなりの見識をお持ちになって申立てをする、あるいは応答をするという意味では、期日の回数も必然的に増え、平均の審理期間も長くなってきていると思う。それから、もう一つは、先ほど事件の種類別の上位5位までを申し上げたが、例えば交

通事故の損害賠償は、簡裁なので、基本的には物損になるが、物損の事件であれば、本来的には保険を使われているのがほとんどで、それで解決ができるのではないかと考えるが、最近では、物損の事故でも、5万円、要するに免責の金額以下の事件もある。しかも、それを弁護士がついて争ってくるという事件もある。加害者になるか被害者になるかは別にして、皆さんの関心というか、御自分の主張をきちんとするという意識は高くなっていると言える。そういう意味では、裁判官の負担感は従前よりも増してきていると思う。それから、もう一つは、貸金業者の事件であれば手間がかからないのではないかと御指摘もあるが、管内に業者の拠点が入ってくるかどうかということがあり、入ってきたときには、もう従前の倍とかという話ではなく、一時にどっと事件が増える。その対応が、なかなか難しい。そうかといって、ほかの裁判所に回してくださいというわけにはいかないのです、このような対応への調整がなかなか難しい。そういう意味では、負担感としては、それぞれ個々の部分は増えているのかなというふうに思っている。ただ、その一方で、例えば、司法委員の活用、これは時代とともに変遷があり、たしか昭和30年代とか40年代は、ほとんど使われていないような時代があったが、最近は非常に活用させていただいている。その関与度をパーセンテージにすると、先ほど申し上げたとおりだが、実際は、被告が出頭しないときには欠席事件なので、これを除くと、実質的な争いのあるケースで司法委員に関与していただいている割合は、ほぼ100%というふうに言ってもよい。もちろん、裁判所によって若干違う部分はあるが、このように実質的に負担の軽減が図られているという面もあるので、全体としては、それなりのバランスが取れていると感じている。

少しだけ時間をいただいて、資料説明させていただきたい。弁護士会のほうから、「横浜弁護士会10の決意」というものと、日本弁護士連合会

の「裁判所支部の充実を求める要望書」というものと、「第5回首都圏弁護士会支部サミット・イン相模原の資料集」というものを、3つ配布させていただいているが、「横浜弁護士会10の決意」というもので、弁護士会がこのような決意を公表するというのは、非常に珍しいケースだと思う。この中の決意の2というものが、弁護士会は法テラスと連携をしますということ述べている。それから、決意の3で、裁判員制度など、刑事司法の改革に弁護士会としても取り組みますということ述べている。それから、決意の4で、裁判外の紛争解決手段を充実と書いてあるが、弁護士会では、このADRの頂点に立つものが簡易裁判所の調停、家庭裁判所の家事調停であるというふうに位置づけている。それから、決意の5で、地・家裁委員会を大いに活用して、市民感覚を適切に裁判所に反映したいということ述べている。それから、もう一つの日弁連の「裁判所支部の充実を求める要望書」だが、これは支部に関する要望を日弁連が出したというのは、歴史上初めてのことはないかと思うが、2005年11月15日に出されている。これを見ると、全国的に、地方裁判所、家庭裁判所の支部に、常駐の裁判官が1名もないという裁判所が実際にあるのだということ。それも、少ない数ではないということ。全国的に見ると、まだまだ支部の充実が必要だということ。そういう段階にあるということが分かると思う。それから、「第5回首都圏弁護士会支部サミット・イン相模原」ということで、これは首都圏の10の弁護士会支部が毎年集まって、こういう連絡会のようなものを行っている。それで、今年は12月13日に、横浜弁護士会の横須賀支部と横浜弁護士会と関東弁護士会連合会の共催ということで、首都圏弁護士会支部サミットが開かれるが、そのテーマは、まだ正式には決まっていないが、市民の需要にこたえる司法制度はどうあるべきかということ意識しており、先ほど発言のあった、国民に欠かせない、利用しやすい司法制度ということと、まさにこの市民の需要にこた

えるというのが、つながるのではないかというふうに思っている。弁護士会の支部が情報交換することによって、だんだん、各支部の裁判所はどうなっているのか、それから簡易裁判所はどうなっているのか、いろいろなことが分かり、それを資料という形で毎年積み重ねていっている。裁判官や検察官の人員の問題もあるが、ここで今日話題になったような物的な設備、受付というところがすごく大事である。私もこの前、支部、簡裁の庁舎見学をして分かったのだが、神奈川簡裁では、受付の窓口の両側に、銀行と同じようなパーテーションがしてある。あれを見て私も感動したが、パーテーションがきちんと作られている裁判所というのは実は少なく、今度の横須賀での首都圏支部サミットでも、関東10県の裁判所では、受付のプライバシー保護というのはどうなっているのかということも、各支部で調べて、集約してみようという話もされている。こういった取り組みが、全国の50ある地裁・家裁委員会で話し合われているはずなので、今後、裁判所が改善されるということは司法が改善されるという大きな意味があることだと思う。

やはり、もう少しPRする必要がある。裁判員制度が導入され、国民の関心が高まっている。簡裁についても、メディアを使うなどして一般市民に周知し、国民に関心を持たせることが本当の意味で、今日のテーマの議題ということになるのではないかと思う。やはり法曹界は一般の市民にとっては敷居が高いものであるから、もう少し敷居を下げていただき、身近なものだという印象を与えていっていただきたい。

前回の委員会で、私から、裁判員裁判の中で死体の写真を裁判員に見せることは、裁判員がショックを受けるのではないかという話をしたが、その後、写真に替えてイラストを使うというような方法が検討されていることを報道で聞いた。このように、マスコミを通じて報道がされれば、国民にも分かりやすく理解がされるのではないかと思う。国民に安心してもら

える情報を提供していくことが必要ではないか。

今まで裁判員制度の問題を勉強させていただきながら、周囲の状況も考えてきたが、来年の5月21日ということで、裁判員制度の実施までもう1年切ったということになると、今まで、いろいろなシステムの問題について、施行上の問題というものとか、ハードであるとか、そういう部分で随分準備を進めてこられたと思うが、裁判員になる一般の国民は初めての経験であり、裁判官の方の意識改革がどこまで進んでいるのかという部分にすごく疑問を持っている。エリート中のエリートの方が裁判官になり、職業裁判官の方と裁判員になった人が、対等な立場で物を言えるような状況になるのか。裁判官の意識の改革、それから資質の問題、ソフトの問題、そういう部分について、これからどのように対応していくのか、お話しいただきたい。

本当に本質的なお話で、一番大事なことだと思っている。我々は、今、模擬裁判をやっているが、私たちが裁判官だけで裁判をしている場合と、一般の社会人の方と一緒に評議をすること、話をすることとは、やはり随分違うところがあることを、模擬裁判等を通じて、まさに肌身で感じている。そういう模擬裁判等を通じて、一般の裁判員の方と、どうしたら充実した話ができるか。我々として、我々の今までの裁判官としての経験と、ほかの社会人の方の社会人としての御経験と、どうやっていいほうに、お互いにいいところを出して、いい結論を出していけるかということ、全国的に、評議の進め方や、裁判官の物の考え方が今後どうあるべきかということを含めて、地裁レベルでもいろいろな検討をしている。勉強会もしているし、全国レベルでも検討している。今まさにそういう変革期だということ、我々裁判官一同、本当に感じているところである。今までの模擬裁判を御覧になっても、模擬裁判で我々が裁判員の方とどういう話をし、どういふ評議を目指そうとしているかということ、ある程度お

分かりになっていただけるのではないかという部分はあるが、今まさにそういうところを、これからも模擬裁判を数多く行い、我々の意識改革を含めて、実践していきたいと思っている。そういう話を、また、もう少しお時間を取っていただき、させていただけたらと思っている。

一点だけ補足させていただくと、裁判員裁判の実施に当たって、広く国民の皆様方の御協力をいただくということになると、裁判官を始めとする1人1人の職員が、前提としては、裁判員制度に対する正確な知識を持ち、運用がしっかりできていなければいけないということは当然だが、それだけではなく、裁判員を始めとする国民の皆様の立場、あるいは心情、そういうものに十分に配慮した対応が求められてくると考えており、裁判所としても、今後、全職員に対して、接遇の研修というところから、しっかりとやっていきたいと考えている。

(6) 次回期日

平成20年11月20日(木)午後2時から午後4時30分まで(大会議室)

(7) 次回のテーマ

「裁判員裁判の実施に向けた取り組み態勢について」

以 上